

<h1>静岡市報</h1>	No. 63
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

<b>条 例</b>	
○静岡市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例	1
<b>規 則</b>	
○静岡市立保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	2
○静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則	3
○静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	4
○静岡市公印規則の一部を改正する規則	5

<本号で登載された条例のあらまし>

◇ **静岡市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第53号）**

- 1 ホームヘルパーの定義について、所要の規定を整備することとした。（第2条関係）
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けているものについて、生活保護法による保護を受けているものと同様に派遣手数料を徴収しないこととした。（第3条関係）
- 3 ホームヘルプサービス事業費に係る国の負担基準の改正に伴い、派遣手数料の算定に係る派遣世帯の階層区分等について、所要の規定を整備することとした。（別表関係）
- 4 この条例は、一部の規定を除き、平成20年7月1日から施行することとした。

**条 例**

静岡市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年5月19日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第53号

静岡市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例（平成15年静岡市条例第136号）の一部を次の

ように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「ホームヘルパー」とは、治療が困難であり、かつ、日常生活に著しく支障を来す疾病で市長が指定するものにかかっている者のうち、居宅において療養する者の入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をさせるために静岡市が派遣する者をいう。

第3条第1号中「による保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付」を加える。

別表中「10,000円」を「5,000円」に、「10,001円」を「5,001円」に、「30,000円」を「15,000円」に、「30,001円」を「15,001円」に、「80,000円」を「40,000円」に、「80,001円」を「40,001円」に、「140,000円」を「70,000円」に、「140,001円」を「70,001円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第3条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までになされたホームヘルパーの派遣に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。

## 規 則

### 静岡市規則第72号

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成20年5月16日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第30号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成20年5月19日とする。

静岡市規則第73号

静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年5月30日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第140号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中

建築物空気環境測定業	別紙1、2、4、省令第26条第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図
建築物空気調和用ダクト清掃業	別紙1から4まで、省令第26条の2第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図
建築物飲料水水質検査業	別紙1、2、4、飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面、省令第27条第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図
建築物飲料水貯水槽清掃業	別紙1から4まで、飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条第4号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図
建築物排水管清掃業	別紙1から4まで、排水管の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条の2第4号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図
建築物ねずみ昆虫等防除業	別紙1から4まで、ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第29条第3号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図
建築物環境衛生総合管理業	別紙1から4まで、及び省令第30条第2号、第3号、第5号、第6号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物環境衛生一般管理業	別紙1から4まで、及び省令第30条第2号、第3号及び第6号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図

を

建築物空気環境測定業	別紙1、2及び4、省令第26条第2号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
------------	--

建築物空気調和用ダクト清掃業	別紙1から4まで、省令第26条の3第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図	に
建築物飲料水水質検査業	別紙1、2及び4、飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面、省令第27条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図	
建築物飲料水貯水槽清掃業	別紙1から4まで、飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条第4号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図	
建築物排水管清掃業	別紙1から4まで、排水管の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条の3第4号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図	
建築物ねずみ昆虫等防除業	別紙1から4まで、ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第29条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図	
建築物環境衛生総合管理業	別紙1から4まで、省令第30条第2号、第3号、第5号及び第6号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 静岡市規則第74号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年6月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「10万4,590円」を「10万4,960円」に、「5万6,710円」を「5万6,930円」に、「5万2,300円」を「5万2,480円」に、「2万8,360円」を「2万8,470円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、平成20年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

静岡市規則第75号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年6月13日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3区長印中

戸籍住民課 専用区長印	16	れい 書	正 方 形	方 21	46	各区戸籍 住民課長	戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑、身分の証明、市民カード並びに埋火葬、斎場の利用、霊柩自動車の利用及び自動車の臨時運行の許可に関する事務用
戸籍住民課 専用区長印	15	れい 書	正 方 形	方 12	33	各区戸籍 住民課長	戸籍及び住民基本台帳に関する事務用

戸籍住民課 専用区長印	16	れい 書	正 方 形	方 21	47	各区戸籍 住民課長	戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑、身分の証明、市民カード並びに埋火葬、斎場の利用、霊柩自動車の利用及び自動車の臨時運行の許可に関する事務用
戸籍住民課 専用区長印	15	れい 書	正 方 形	方 12	34	各区戸籍 住民課長	戸籍及び住民基本台帳に関する事務用

「

税務課専用 区長印	19	れい 書	正方 形	方 21	25	各区税務 課長	市税に係る証明用
--------------	----	---------	---------	------	----	------------	----------

」

「

税務課専用 区長印	19	れい 書	正方 形	方 21	26	各区税務 課長	市税に係る証明用
--------------	----	---------	---------	------	----	------------	----------

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。